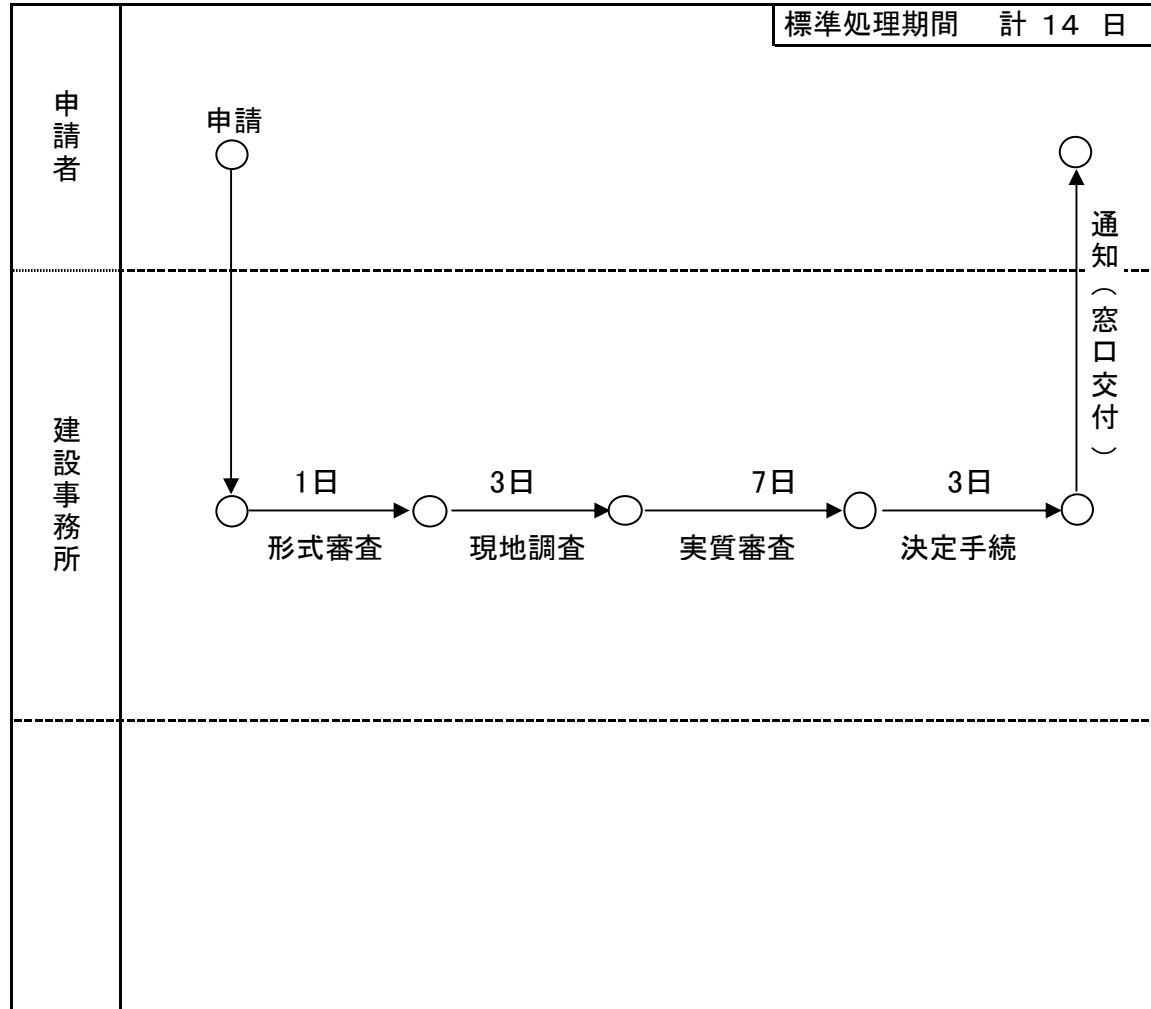


事務処理フロー図

河川の流水等について河川管理上支障を及ぼす行為の禁止、制限又は
 事務名 許可(二級河川)(所長委任規則に係るもの)
 《事務処理フロー図》

作成部署 建設局河川部指導調整課占用係 電話41-445
 《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないか、添付書類がそろっているかどうか審査します。
2	現地調査	該当箇所について現地調査を行い、申請書に記載されている河川の現況について確認します。
3	実質審査	申請内容について審査基準を満たしているかどうかを審査します。
4	決定手続	許可の諾否について、各建設事務所長が決定します。
5	通知	申請者に通知します。